

民間資金等活用事業推進委員会第16回総合部会（概要）

日 時：平成19年8月9日（木）14：00～16：10

会 場：中央合同庁舎4号館共用第2特別会議室

出席者：山内部会長、碓井委員、高橋委員、浜委員

伊藤専門委員、中島専門委員、松本専門委員、三井専門委員、
光多専門委員、美原専門委員、宮本専門委員

事務局：赤井民間資金等活用事業推進室長、町田参事官、後藤補佐

議事概要：

（1）地方公共団体からのヒアリング

○ 東京都、福岡市より、資料に基づき説明。

東京都からは、「東京都におけるPFI事業の現状と課題」というタイトルで、PFI事業の取組状況、取組体制、事業の概要、主な課題についての説明がなされた。主な課題として、①PFI事業の導入に消極的な傾向が見受けられること、②事業期間終了後、安定的な事業継続が確保できない可能性があること、③民間事業者との対話について、手続きが煩雑であることなど実際上いくつかの課題があることの3点を挙げ、それぞれの課題に対して取り組むべき方向について意見が述べられた。特に病院PFI事業を具体的事例として挙げた。

福岡市からは、PFI事業の取組状況、PFI事業の導入事例、要求水準書に関わる課題について、福岡市で手がけている新しい病院PFI事業の例を中心に説明がなされた。特に課題については、主に要求水準書が不明確な事例が多いということについての指摘がなされ、それに対して福岡市がどのように対応しているかについて説明がなされた。

主な質疑応答は以下の通り。

・福岡市の報告で、要求水準書が未熟な理由として同市の担当者が要求するサービスについて精通していない場合が多いことを挙げられていたが、これについて実際にどのように対応をしているか。

・（福岡市）行政の職員にとって、事業の企画立案から承認までといった過程には慣れているが、事業実施の際のプロジェクトマネジメントについては、ノウハウも知識もない。その結果、プロジェクトのスケジュールをどう組み立てるか、組織をどれぐらい充実させるか、委託金をどれぐらい用意するか等々については、場当たりの対応となりがちである。

・福岡市の説明の中の、8ページの（ウ）の「事業期間終了後の施設のコンディションの中で、終了後の規定が不明確な要求水準書がほとんど」との記載について、終了時に至るまでの大型修繕の実施は規定されていないのか。

- ・(福岡市) 大型修繕自体は含まれている。しかし、例えば、交換が必要な時期等の判断は、人によって異なる。したがって終了時(例えば15年後)、行政とSPCとで意見が分かれる可能性がある。この点に関する基準がはっきりしていない。

- ・公的主体が高い精度をもって予定価格を設定できない状況が生まれている。要求水準と予定価格とのギャップが、すべて民間事業者にしわ寄せされているのではないか。

- ・(福岡市) 要求水準書については、民間の方と意見交換等をしながら作り込んでいければと思う。

- ・土地信託、民間委譲等、民間活力を使うメニューが多様化しているが、現在東京都の民間活力検討委員会の中でどんな議論をしているのか。

- ・(東京都) 今後施設整備・更新の需要が増加してくる中で、真にふさわしいあり方を一旦どこかで話し合う場は必要になるだろうと思う。ただ、東京都の民活手法検討委員会の場でどのような形で今後進めていくかということについては、慎重に議論していくべき課題と考えている。

- ・これまでの経験から想定できるリスク及び過去に実際に起こったリスクのデータベースというものを作れないのか。

- ・(東京都) 似たような案件、対応がそろってくれば、定型化、標準化できる部分があるというのは、大分見えてきている。リスクについて定型化していくという考えについては、今後前向きに考えていく必要はあるとは考えている。

- ・(福岡市) 福岡市はタラソ福岡案件のこともあり、リスクには非常に敏感である。ただし、病院PFIに関してはまだ熟度がそこまで進んでいないのが実情である。もう少しかたまったら、そこでリスクワークショップ等の形で現場に入って、いろいろな意見の中からリスクを洗い出していきたい。

(2) 金融機関からのヒアリング

- 松本専門委員(株式会社みずほコーポレート銀行)より、資料に基づき説明。

松本専門委員から、「PFIに関わるファイナンスの現状と課題について」と題した資料に基づき説明がなされた。PFIファイナンス市場の現状については、推定市場規模、金融機関における事業別リスク、日本型PFIファイナンスの特色(英国との比較)、日本型PFIファイナンスの発達の背景について説明がなされた。課題については、個々のPFI事業の拡大、金融機関がそのノウハウを生かせる案件の供給の必要性などについての指摘がなされた。

主な質疑応答は以下の通り。

- ・市場性と公益性をどうマッチさせるかが松本専門委員のいう「金融機関が腕を振るえる」類型のPFIを考える際のポイントになってくると思う。この点に関して、

プロジェクトの作る上でどういうところが重要であると思うか。

・(松本専門委員) 案件づくりの段階でどこまでリターンを認めるのか、民間にどこまでを収益事業として認めるのかが重要なポイントになるだろう。

・ファイナンスに関して制度的に深刻な課題はないというが、ファイナンスというものは、選択肢をできる限り広くさせて、市場を作っていくことが重要である。このため、制度を変えなくてはできない仕組みがあるのではないか。

・(松本専門委員) 確かにおっしゃるとおりだが、日本のPFIファイナンス市場というのは、現状において相当程度の競争的なものができてきているのではないかという感じを持っている。

・現在の日本の担保法制において、海外に比べると取引費用や手間がかかる。ファイナンスを官民の利用者にとってより使いやすいような方向に制度改革することは、必要ではないのか。

・(松本専門委員) PFIではないが、例えば、WBS(ホール・ビジネス・セキュリティゼーション)という仕組みも最近出てきている。そういう意味で、現行の日本の法制度のもとで似たような効果を出す仕組みはそれなりにある。

(3) その他

- 事務局より、資料4, 5に基づいてそれぞれ公共施設等の管理者等アンケート、PFIに関する公開意見募集について説明。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680, 9681